

# 令和5年度 行政監査結果報告書

## 第1 監査の基準

この監査は、江南市監査基準（令和2年江南市監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

この監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査である。

## 第3 監査の対象

令和5年度に契約期間のある委託契約における随意契約について、同時に実施した定期監査の対象課のうち、以下の課が監査対象となった。

こども政策課、土木課、建築課、保育課、高齢者生きがい課、下水道課、行政改革推進課、総務課、学校給食課、秘書政策課、教育課、環境課、市民サービス課、健康づくり課、会計課

## 第4 監査の着眼点

- (1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号～第9号の明示はあるか。
- (2) 同じく第1号～第9号の例示に該当する、具体的な事由が記載されているか。
- (3) 委託目的に沿った契約となっているか。
- (4) 予算額の算出根拠に客観性、妥当性が確保されているか。
- (5) 予定価格が設定されているか。
- (6) 2者以上の見積もりは取っているか。
- (7) 1者随意契約の場合、他の者では、その業務を履行することができないか。
- (8) 仕様書、契約書等は、適切に作成されているか。
- (9) 関係法令等に基づき、事務が適切に処理されているか。
- (10) 社会情勢の変化等に対応し、随意契約を見直すことはできないか。

## 第5 監査の主な実施内容

同時に実施した定期監査に併せて、委託契約における随意契約を対象に、あらかじめ担当課に調査票の作成と関係書類の提出を求め、その結果を踏まえて関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。ただし、市契約規則第21条に規定する随意契約（少額契約）、プロポーザル方式の契約、国または地方自治体を契約先とする契約は監査対象外とした。

## 第6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 実施日程

令和5年11月21日、24日、28日

## 第7 監査の状況

(1) 令和5年度定期監査資料の単価契約、委託契約及びその他の契約調における契約について定期監査の対象となった課毎の契約件数は、次のとおりである。

課名	こども政策課	土木課	建築課	保育課	高齢者生きがい課	下水道課	行政改革推進課	総務課	学校給食課	秘書政策課	教育課	環境課	市民サービス課	健康づくり課	会計課	計
一般会計	11	32	2	17	6	10	30	24	14	4	101	37	15	23	3	332
特別会計					8											8
計	11	32	2	17	14	10	30	24	14	4	101	37	15	23	3	340

(2) 定期監査の対象となった契約のうち委託契約について

定期監査の対象となった契約のうち委託契約の件数は、次のとおりである。

課名	こども政策課	土木課	建築課	保育課	高齢者生きがい課	下水道課	行政改革推進課	総務課	学校給食課	秘書政策課	教育課	環境課	市民サービス課	健康づくり課	会計課	計
一般会計	8	27	2	11	4	8	10	16	13	3	35	35	8	16	2	201
特別会計					6											6
計	8	27	2	11	10	8	10	16	13	3	35	35	8	16	2	207

(3) 委託契約のうち随意契約について

委託契約のうち随意契約の件数は、次のとおりである。

課名	こども政策課	土木課	建築課	保育課	高齢者生きがい課	下水道課	行政改革推進課	総務課	学校給食課	秘書政策課	教育課	環境課	市民サービス課	健康づくり課	会計課	計
一般会計	5	7	1	2	1	2	10	7	8	3	8	28	6	12	2	102
特別会計					6											6
計	5	7	1	2	7	2	10	7	8	3	8	28	6	12	2	108

(4) 随意契約条項の適用状況について

委託契約における随意契約 108 件のうち、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項（随契理由）の各号の適用状況は、次のとおりである。ただし、このうち 3 件は、監査対象外となるプロポーザル方式の契約である。

課名	こども政策課	土木課	建築課	保育課	高齢者生きがい課	下水道課	行政改革推進課	総務課	学校給食課	秘書政策課	教育課	環境課	市民サービス課	健康づくり課	会計課	計
第2号	5	2	1	2	5		8	6	8	3	7	28	5	11	2	93
第3号		2				1							1			4
第5号								1								1
第6号		3			2	1	2							1		9
第8号											1					1
計	5	7	1	2	7	2	10	7	8	3	8	28	6	12	2	108

[参 考]

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項（随契理由）の各号

第 1 号	江南市契約規則で定める額を超えないもの
第 2 号	性質又は目的が競争入札に適しないもの
第 3 号	特定の施設等からの買い入れ等（福祉目的）
第 4 号	長の認定業者からの買い入れ等（新規開拓事業）
第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき
第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約締結できる見込のあるとき
第 8 号	競争入札に落札者のないとき
第 9 号	落札者が契約を締結しないとき

## 第8 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認められるが、下記のとおり改善・検討すべき点があった。

なお、監査で確認された軽微な事項等は、各担当課に是正を要望した。

(改善・検討事項)

### ①契約書の作成について（全庁的）

委託業務の内容について、不明瞭な記載をしている事例が見受けられた。仕様書には業務内容について明確に記載するとともに、トラブル回避等のため、契約書には、市の標準業務委託約款を必ず添付するよう努められたい。